

平成29年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業及び器具・用具運搬補助事業
平成29年度全国・ブロック体育大会引率教員旅費委託事業取り扱いについて

三重県高等学校体育連盟

(生徒・引率教員共通)

1 宿泊費について

各大会における要項または宿泊要項に定める記載金額とします。(1泊2食・税込)
ただし、各大会における上限額は下記一覧表のとおりとします。

(対象大会については、別添、『平成29年度全国・ブロック体育大会派遣費補助事業及び引率教員旅費事業対象大会一覧』を参照)

大会名	生徒	引率教員
東海高等学校総合体育大会	10,000円	13,100円
東海定時制通信制体育大会	10,000円	13,100円
全国高等学校総合体育大会 全国定時制通信制体育大会	10,800円	13,100円
東海選抜大会、全国選抜大会等 (対象大会の内、上記4大会以外)	10,800円	13,100円

- ・ 宿泊のみで別途食事を摂った場合は食事代金として朝食は650円、夕食は1,950円の加算とします。

要項等に食事代金(朝食代および夕食代)が記載されている場合は、記載金額を適用してください。ただし、上限額は上記表のとおりとします。

例：1泊朝食付きの場合は宿泊費(1泊朝食)＋夕食代金を請求できます。

- ・ ブロック大会への前泊に関しては、競技開始時間(含む開会式)が12時以降の場合は、対象外となります。(12時00分も対象外)
- ・ 県内で行われる大会の宿泊費については補助の対象外とします。ただし、公共交通機関の始発を利用して競技開始に間に合わない場合は宿泊費を補助します。
- ・ 昼食については、補助の対象外とします。

2 交通費の請求について

- ・生徒引率の教員は、「原則として最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」としますが、必要に応じて自家用車を利用することができます。その際の請求額は、県の旅費規定に準じ、「30円×距離数(km)」とし、旅行雑費として高速料金、駐車場料金を領収書を添付のうえ請求できます。
- ・生徒は、「原則として学割等を利用した最も経済的な通常の経路で公共交通機関を利用するもの」とします。
- ・教員、生徒ともに自家用車同乗の場合の交通費は請求できません。
- ・レンタカーは補助の対象外です。
- ・貸し切りバスを利用した場合は、(経費を利用者で除した金額×支給対象人数)を交通費として請求することができます。ただし、公共交通機関を利用した場合の金額を請求金額の上限とします。公共交通機関での経路を算出したものを参考資料として添付してください。(除した場合の小数点以下の端数については、教員は「切り上げ」生徒は「切り捨て」にて算出してください。)

3 航空機の利用について

- ・県の旅費規定に準じてください。(北海道、四国地区、九州地区及び沖縄県へ出張する場合)
- ・経費削減のため早割等の利用をお願いします。
- ・生徒は、航空機利用以外の区間に関しては学割等を利用してください。
- ・「搭乗日」「搭乗者名」「搭乗区間」「料金」がわかる領収書等を必ず添付してください。

4 カーフェリーの利用について

○運転手及び車の運搬について

- ・県の旅費規定に準じてください。

(運転手のフェリー利用料及び車の運搬代は使用料及び賃借料となり請求できません。ただし、食事代金として夕食は1,950円、朝食は650円の加算ができます。)

○同乗者について

- ・県の旅費規定に準じてください。

(船賃として旅費での支給となります。)

5 宿泊費・交通費の主催者からの補助について

- ・全国高校選抜大会では、主催者からの補助金が支給される場合がありますので、その金額を減じて請求してください。{(請求額－補助額)×補助率}
なお、補助額の証明となるものを必ず添付してください。

6 生徒・引率教員旅費実績報告書への添付資料について

- ・東海総体、東海定通大会、全国総体、全国定通大会以外は、必ず大会要項、大会宿泊要項を添付してください。
- ・いずれの大会も、宿泊費および宿泊に伴う諸雑費、旅行雑費(実費学)や貸し切りバス、有料シャトルバスに関わる領収書のコピー、参加申込書のコピーを必ず添付してください。

7 申請手続きについて

- ・原則、大会終了後1ヶ月以内とします。その期限は別紙の通りとします。

(引率教員のみ)

8 旅行雑費について

○旅行雑費は、定額と実費額からなり、それぞれ次のものを賄うために支給されるものです。

- ・【定 額】：公共交通機関による県外出張の場合に目的地の地域（市町村単位及び東京都特別区の全区域）内を巡回するための交通費等を賄うために支給されるものです。

県内旅行、公共交通機関以外による県外旅行では支給されません。

(目的地の地域内を巡回した交通費を差し引いた上、1日につき1,300円を加算してください)

- ・【実費額】：旅行者が公務上の必要によりやむを得ず負担した有料道路及び有料駐車場の利用料金を賄うために支給されるものです。

(必ず領収書等を添付してください。)

(宿泊に伴うホテルの駐車場料金は、宿泊費で賄ってください。)

9 引率教員の人数について

- ・男女種目別に生徒6名以内1名、生徒7名以上2名とします。

10 旅費請求書について

- ・引率教員の旅費請求書について、同じ行程であっても2名の場合は1人1枚ずつ提出してください。